

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 一事務ガイドライン
(第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p>8. 証券金融会社の監督事務</p> <p>8-1 免許の審査基準</p> <p>8-1-1 人的構成</p> <p>法第 156 条の 4 第 1 項に規定する人的構成の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。</p> <p>(1) 法第 156 条の 3 第 1 項に掲げる業務（以下「貸借取引業務」という。）の遂行に必要な人員が各部門に配置されていること。</p> <p>(2) 役職員の中に証券業務を 3 年以上経験した者が確保されており、かつ、貸借取引業務の制度に精通した者が確保されていること。</p> <p>8-1-2 信用状態及び資金調達能力</p> <p>法第 156 条の 4 第 1 項に規定する信用状態及び資金調達能力の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>8-2 届出事項について (略)</p> <p>8-3 承認基準について</p> <p>法第 156 条の 6 第 3 項の承認を行う場合は、次の事項に留意するものとする。</p>	<p>8. 証券金融会社の監督事務</p> <p>8-1 免許の審査基準</p> <p>8-1-1 人的構成</p> <p>法第 156 条の 25 第 1 項に規定する人的構成の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。</p> <p>(1) 法第 156 条の 24 第 1 項に掲げる業務（以下「貸借取引業務」という。）の遂行に必要な人員が各部門に配置されていること。</p> <p>(2) 役職員の中に証券業務を 3 年以上経験した者が確保されており、かつ、貸借取引業務の制度に精通した者が確保されていること。</p> <p>8-1-2 信用状態及び資金調達能力</p> <p>法第 156 条の 25 第 1 項に規定する信用状態及び資金調達能力の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>8-2 届出事項について (略)</p> <p>8-3 承認基準について</p> <p>法第 156 条の 27 第 3 項の承認を行う場合は、次の事項に留意するものとする。</p>

現 行	改 正 案
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">8-4 認可基準について</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">8-4 認可基準について</div>
<p>8-4-1 業務の内容若しくは方法の変更</p>	<p>8-4-1 業務の内容若しくは方法の変更</p>
<p><u>法第 156 条の 7 第 1 項</u>に規定する業務の内容若しくは方法の変更認可に係る申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。</p>	<p><u>法第 156 条の 28 第 1 項</u>に規定する業務の内容若しくは方法の変更認可に係る申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。</p>
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
<p>8-4-2 資本の額の減少</p>	<p>8-4-2 資本の額の減少</p>
<p><u>法第 156 条の 7 第 1 項</u>に規定する資本の額の減少に係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。</p>	<p><u>法第 156 条の 28 第 1 項</u>に規定する資本の額の減少に係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。</p>
(1) 減資後の資本の額が、 <u>法第 156 条の 2</u> に定める額を下回らない額であること。	(1) 減資後の資本の額が、 <u>法第 156 条の 23</u> に定める額を下回らない額であること。
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)
<p>8-4-3 業務の廃止又は解散の決議</p>	<p>8-4-3 業務の廃止又は解散の決議</p>
<p><u>法第 156 条の 15 第 1 号</u>に規定する業務の廃止又は解散の決議に係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。</p>	<p><u>法第 156 条の 36 第 1 号</u>に規定する業務の廃止又は解散の決議に係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。</p>
(1) <u>法第 156 条の 11 第 1 項</u> に規定する免許の取消事由が存在しないこと。	(1) <u>法第 156 条の 32 第 1 項</u> に規定する免許の取消事由が存在しないこと。
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)

現 行	改 正 案
<p data-bbox="190 363 801 395">8-4-4 合併又は営業の譲渡若しくは譲受け</p> <p data-bbox="190 437 1099 564"><u>法第 156 条の 15 第 2 号</u>に規定する合併又は営業の譲渡若しくは譲受けに係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。</p> <p data-bbox="219 580 1099 660">(1) 合併又は営業譲渡により消滅する会社に、<u>法第 156 条の 11 第 1 項</u>に規定する免許取消事由が存在しないこと。</p> <p data-bbox="219 676 353 708">(2) (略)</p>	<p data-bbox="1126 363 1738 395">8-4-4 合併又は営業の譲渡若しくは譲受け</p> <p data-bbox="1126 437 2045 564"><u>法第 156 条の 36 第 2 号</u>に規定する合併又は営業の譲渡若しくは譲受けに係る認可申請書が提出された場合には、次の事項に留意するものとする。</p> <p data-bbox="1155 580 2045 660">(1) 合併又は営業譲渡により消滅する会社に、<u>法第 156 条の 32 第 1 項</u>に規定する免許取消事由が存在しないこと。</p> <p data-bbox="1155 676 1290 708">(2) (略)</p>